

○八代市新庁舎建設市民検討委員会設置要領

平成27年4月22日

副市長専決

(設置)

第1条 新庁舎建設にあたり、市民の意見及び提案を反映させるため、八代市新庁舎建設市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討し、その結果を八代市新庁舎建設プロジェクトチーム委員長に報告する。

(1) 新庁舎建設に関すること。

(組織)

第3条 委員会は概ね15人程度をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による市民

(3) 市内の公共的団体等の役員又は職員等

2 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出を求め、又は説明若しくは意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第8条 委員長は会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

2 会議録は、公開する。ただし、前条第1項ただし書きの規定により会議を公開しないと決定したときは、当該会議に係る会議録は、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部財政課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月22日から施行する。

